

2 平成二十一年四月一日において現に第十一条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条第一項に規定する継続個人型年金運用指図者である者であつて、同項第四号、第五号及び第七号に該当するものは、同日から二年間は、同項の脱退一時金の支給を請求することができる。

(国民年金法の一部改正)

第八十六条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「又は年金保険者」を「及び実施機関」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「年金保険者」を「実施機関」に、「国家公務員共済組合連合会」を「厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会」に改め、同項を同条第九項とする。

第七条第一項第一号中「被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付」に、「被用者年金各法に基づく老齢給付等」を「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」に改め、同項第二号中

「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第八条第三号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第九条第四号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第五号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第十二条第六項中「の被保険者」を「第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）」に、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）」を「同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）」に改め、同条第七項中「厚生年金保険法の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「同法第六条第一項」を「厚生年金保険法第六条第一項」に改める。

第二十条第一項中「被用者年金各法による年金たる給付（当該）を「厚生年金保険法による年金たる保険給付（当該）に、「被用者年金各法による年金たる給付（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金」を「同法による年金たる保険給付（遺族厚生年金」に改め、同条第二項ただし書中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

第二十一条第三項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」の下に「（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十七条の二第二項第二号イ中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）」を「厚生年金保険の被保険者」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「以下同じ」を「以下この号及び第八十七条第五項第二号イにおいて同じ」に、「被用者年金被保険者等に」を「厚生年金保険の被保険者に」に改める。

第二十七条の四第一項第一号中「公的年金各法の被保険者等（この法律又は被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者）を「公的年金の被保険者（この法律又は厚生年金保険法の被保険者）に、「公的

年金被保険者等総数」を「公的年金被保険者総数」に改める。

第二十八条第一項ただし書中「被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職）を「厚生年金保險法による年金たる保険給付（老齢）に、「被用者年金各法による年金たる給付の」を「同法による年金たる保険給付の」に改め、同条第二項中「若しくは被用者年金各法による年金たる給付の」を「又は厚生年金保險法による年金たる保険給付の」に、「若しくは被用者年金各法による年金たる給付を」を「又は同法による年金たる保険給付を」に改める。

第三十条の二第四項中「若しくは第四十七条の二」を「又は第四十七条の二」に改め、「又は國家公務員共済組合法第八十一条第一項若しくは第三項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金」を削り、「厚生年金保險法第五十二条又は國家公務員共済組合法第八十四条（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十九条」を「同法第五十二条」に、「第一項の請求」を「同項の請求」に改める。

第八十五条第一項第一号中「各被用者年金保険者」を「政府及び実施機関それぞれ」に改める。

第八十七条第五項第二号イ中「被用者年金被保險者等に係る標準報酬額等平均額」を「厚生年金保険の被保險者に係る標準報酬平均額」に改める。

第八十九条第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第九十条第一項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第九十条の二第一項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第九十条の三第一項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第九十二条の四第三項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第四項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第九十四条の二第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「年金保険者」を「実施機関」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施

者」に、「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の三第一項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「年金保険者たる」を「実施機関たる」に、「及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者」を「にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第二号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、地方公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第三号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「及び被用者年金保険者」を「並びに政府及び実施機関」に改め、同条第三項中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の四中「各地方公務員共済組合」の下に「指定都市職員共済組合」を加え、「給料の総額等」を「厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」とい

う。）の総額（）に改め、「すべての」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「給料の総額等）」を「標準報酬の総額）」に改める。

第九十四条の五中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第一百一条第六項中「被用者年金各法の」を「共済各法（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法をいう。以下この項において同じ。）の」に、「被用者年金各法に」を「共済各法に」に改める。

第一百八条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

第一百八条の二中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

附則第三条中「加入者」を「の被保険者」に改め、「組合員及び加入者並びに国家公務員共済組合法附則第十三条の三に規定する特例継続組合員及び地方公務員等共済組合法附則第二十八条の七に規定する特例継続組合員」を削る。

附則第五条第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項第一号中「被

用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第七項第二号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第六条中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七条の二中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第七条の三第一項中「被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第七条の四第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に、「厚生年金保険の被保険者で」を「第一号厚生年金被保険者で」に改める。

附則第七条の五第一項中「共済組合の組合員であるもの及び私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二

号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第三号厚生年金被保險者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に、「組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、

「当該共済組合又は」を「第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、

第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については「当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係る被用者年金各法」を「厚生年金保険法第九十条第二項及び第四項から第六項まで」に、「当該被用者年金各法」を「同条第二項各号」に改め、同条第四項中「組合員又は加入者であつた期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間」に、「組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第七条の六を削る。

附則第八条中「その他の被用者年金各法」を「その他厚生年金保険法」に改める。

附則第九条の二第二項中「若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法（第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三条の四第一項の規定」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「次の各号のいずれか」を「厚生年金保険法附則第八条の二各項に規定する者（同条第三項に規定する者その他政令で定めるものに限るものとし、同条各項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三条の四第一項の規定」に改める。

附則第九条の二の三中「厚生年金保険法」を「又は厚生年金保険法」に改め、「又は他の被用者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十七条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正す

る。

附則第五条第八号の二から第八号の五までを削り、同条第九号中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「年金保険者たる」を「実施機関たる」に、「第五条第二項、同条第三項、同条第九項、同条第十項」を「第五条第一項、同条第二項、同条第八項、同条第九項」に改め、同条第十号中「による被保険者」の下に「（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。）」を加え、同条第十一号及び第十二号中「による被保険者」の下に「（第一号厚生年金被保険者に限る。）」を加え、同条第十九号を削る。

附則第八条第二項中「次の各号に掲げる期間の」を「厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るもの）を含む。以下この条において同じ。」に、「の次の各号に掲げる期間」を「の厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「同項各号に掲げる期間（同項第一号に掲げる）を「同項に規定する厚生年金保険の被保険者期間（当該）に、「第三項又は」を「第三項、」に改め、「附則第五条第二項若しくは第三項」の下に「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一



間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。」に改め、同項第八号から第十一号までの規定中「第二項各号に掲げる期間」を「厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同条第八項中「昭和六十年国家公務員共済改正法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）」に、「昭和六年地方公務員共済改正法」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）」に改め、「ある国民年金の被保険者であつた期間」を削り、「であつた」を「である国民年金の被保険者であつた」に改め、「ある国民年金の被保険者であつた期間」を「厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同条第十項中「第二項各号に掲げる期間」を「厚生年金保険の被保険者期間」に、「同項各号に掲げる期間」を「第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

附則第八条の二中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年

金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）又は被用者年金制度の  
一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十  
七条の規定による改正前の」に改め、「以下「昭和六十年改正法」という。」を削り、「附則第九条の  
二の二第一項」を「第九条の二の二第一項」に、「又は昭和六十年改正法」を「又は国民年金法等の一部  
を改正する法律」に改める。

附則第十一條第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第三項中  
「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（附則第三十一条第一項に規定する者に  
支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。）」を「厚生年金保険法による年金たる保険  
給付」に、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（遺族厚生年金及び特例遺族年  
金並びに遺族共済年金」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付（遺族厚生年金及び特例遺族年  
金」に、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（老齢厚生年金、遺族厚生年金  
及び特例遺族年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付  
(老齢厚生年金、遺族厚生年金及び特例遺族年金」に改め、同条第五項中「（遺族厚生年金並びに退職共

済年金及び遺族共済年金を除く」を「遺族厚生年金」に、「（遺族厚生年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律」を「遺族厚生年金及び国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）を除く」を削り、同条第六項中「受けことができる場合」とあるのは「に」「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改め、「。以下「昭和六十年改正法」という。」及び「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金（その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。）、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）」を削り、「受けができる場合」とする」を「とする」に改め、同条第七項中「支給されるもの並びに」を「支給されるもの及び」に改め、「。以下「昭和六十年改正法」という。」及び「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事

業団が支給する退職共済年金（その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。）、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれららの年金たる給付を含む。）」を削る。

附則第十二条第一項第二号中「附則第八条第二項各号のいづれかに掲げる期間（同項第一号に掲げる期間にあつては、附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものと含む。次号において同じ。）」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改め、「それぞれ」を削り、同項第三号中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に、「附則第八条第五項」を「同条第五項」に改め、「それぞれ」を削り、同項第四号中「含む。」が「含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。」が「に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「改正前国

共済法」という。」に、「同法」を「改正前国共済法」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法」及び「同法」を「改正前國共済法」に改め、同項第十一号中「同法」を「国の施行法」に、「国家公務員共済組合法」を「改正前國共済法」に改め、同項第十二号中「新地方公務員等共済組合法」を「平成十九年一元化法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）。

以下「改正前地共済法」という。」に、「同法」を「改正前地共済法」に改め、同項第十三号中「新地方公務員等共済組合法」及び「同法」を「改正前地共済法」に改め、同項第十五号中「同法」を「新地方の施行法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「改正前地共済法」に改め、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員共済改正法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「改正前地共済法」に改め、同項第十七号中「私立学校教職員共済法」を「平成十九年一元化法第五条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。附則第二十二条において「改正前私学共済法」という。）」に、「国家公務員共済組合法」を「改正前國共済法」に改め、同条第四項中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

附則第十四条第一項中「年金たる給付」を「年金たる保険給付」に改め、「退職共済年金」を削り、

同項第一号中「又は退職共済年金」を削り、「附則第八条第二項各号のいずれかに掲げる期間（同項第一号に掲げる期間にあつては、附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保險者であつた期間とみなされた期間に係るもの）」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保險者期間」に、「附則第八条第二項各号のいずれかに掲げる期間の月数」を「同項に規定する厚生年金保険の被保險者期間の月数」に改め、「その他の政令で定めるもの」及び「並びに政令で定める退職共済年金の受給権者」を削り、同項第一号中「又は障害共済年金」及び「又は当該障害共済年金」を削る。

附則第十五条第一項中「年金たる給付」を「年金たる保険給付」に改める。

附則第十六条第一項中「障害共済年金」を削る。

附則第二十二条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「私立学校教職員共済法」を「改正前私学共済法」に改める。

附則第二十七条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十五条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中

「年金保険者」を「実施機関」に改める。

附則第三十八条の二第二項中「各被用者年金保険者」を「政府及び実施機関それぞれ」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の規定により同項に規定する算定した部分について基礎年金の給付に要する費用に充てられる会計年度における特別会計に関する法律の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

附則第四十三条第一項第二号中「国家公務員共済組合法」を「改正前国共済法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「改正前地共済法」に改め、同条第二項中「（当該被保険者の資格を喪失した後に引き続き組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である期間を有する場合を除く。）又は当該被保険者の資格を喪失した後に引き続く組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した場合」及び「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を削り、同条第三項中「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日」を削り、同条第四項中「若しくは組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同項ただし書中「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条第

六項中「若しくは組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日」とあり、及び「当該申出に係る厚生年金保険の被保険者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条第九項中「又は第四号」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則第四十七条第一項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保險者期間」に改める。

附則第四十八条の二の見出し中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間等」に改め、同条中「規定する組合員又は加入者であつた期間」とあるのは「規定する組合員若しくは加入者であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの（以下この項において「組合員であつた期間等」という。）」と、「」を削り、「附則第七十八条第五項」を「（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第七項」に、「第八十七条第六項」を「第八十七条第八項」に、「当該組合員又は加入者であつた期間」とあるのは「当該組合員であつた期間等」を「ものの被保険

者であつた期間」とあるのは「ものの被保険者期間又は昭和六十年改正法附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間であつて同項に規定する昭和三十六年四月一日から施行の日の前日までの期間に係るもの」に改める。

附則第五十二条中「又は平成八年改正法」を「平成八年改正法」に改め、「附則第五条第二項」の下に「若しくは平成十九年一元化法附則第八条第二項」を加え、「若しくは同条第三項」を「又は平成八年改正法附則第五条第三項若しくは平成十九年一元化法附則第八条第三項」に改める。

附則第五十六条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「国民年金法」を「又は国民年金法」に改め、「又は同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付（附則第三十一条第一項に規定する者に支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。）」及び「又は同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を削り、同条第四項中「「を除く。」又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金）を「又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を」に、「並びに」を「又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金並び

に」に改め、「除く。」又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金、退職年金及び減額退職年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）」を削り、同条第六項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は遺族共済年金」を削り、同条第七項及び第八項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十九条第二項第二号イ中「又は平成八年改正法」を「平成八年改正法」に改め、「第三項」の下に「又は平成十九年一元化法附則第八条第二項若しくは第三項」を加える。

附則第六十六条、第六十九条第一項及び第七十一条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十三条第一項中「及び第二項」を削り、「これらの規定に定める額に、」を「同項第一号に定める額を、当該額に」に、「額と」を「額として同項の規定を適用した額と」に改める。

附則第七十四条第二項中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第七十八条第六項中「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改める。

附則第七十九条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第一号中「含む」を「含み、第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る」に改める。

附則第八十四条第二項から第六項まで、第八十七条第二項、第十三項及び第十五項、第九十二条並びに第九十三条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「改正後の国民年金法第五条第二項」を「国民年金法第五条第一項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十九条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「障害基礎年金又は」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下「平成十九年一元化法」という。)附則

第八十六条の規定による改正前の」を加える。

附則第十一條第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第十八条第一項中「受給権者」の下に「（平成十九年一元化法附則第三十二条第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）又は第五十五条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同項第一号中「男子」の下に「又は女子（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくはあつた者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくはあつた者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくはあつた者に限る。）」を、「者」の下に「（第三号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第二号中「女子」の下に「（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金

被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）であり、又はあつた者に限る。」を、「者」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等（附則第二十条の二第一項、第四項及び第八項、第二十四条第三項第二号並びに第二十七条第十四項において「特定警察職員等」という。）である者であつて昭和二十二年四月一日以前に生まれたもの

附則第十九条第一項中「男子」の下に「又は女子（第一号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者に限る。）」を、「者」の下に「（附則第二十条の二第一項、平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）」を加え、同条第四項及び第八項中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者に限る。）」を、「上欄に掲げる者」の下に「（附則第二十条の二第一項、平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）」を加える。

附則第二十条第一項中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者に限る。）」を、「者」の下に「（次条第一項に規定する者を除く。）」を加え、同条第四項及び第八項中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者に限る。）」を、「上欄に掲げる者」の下に「（次条第一項に規定する者を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 特定警察職員等であつて次の表の上欄に掲げる者（平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合においては、同法第四十三条第一項及び附則第九条の二から第九条の四までの規定は、当該老齢厚生年金については、適用しない。

昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和二十四年四月一日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十六年四月一日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十八年四月一日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。

3 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、

「同条」とあるのは「これらの規定」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第一百三十二条第二項」とあるのは「第一百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第一百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年

法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、同法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金

について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第二十条の二第四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第一百二十二条第二項」とあるのは「第一百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第

一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、厚生年金保険法附則第九条の三第三項及び第四項又は第九条の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後においては、厚生年金保険法附則第九条の二第一項から第三項まで、第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第四

項及び第五項の規定による老齢厚生年金の額の改定は行わない。

8 特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法附則第九条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、同法附則第九条の二第一項に規定する障害状態に該当しなくなつた場合においては、同条第四項の規定は、適用しない。

附則第二十一条第一項中「又は前条第一項」を「第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項」に、「又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日（附則第二十三条第一項、」を「（同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一项及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十三条第一項並びに」に改め、「並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、

第十一項及び第十三項」を削り、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）」を「総報酬月額相当額（同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「第二十条第三項若しくは第五項」を加え、同条第二項中「支給するもの」の下に「であつて、同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくもの」を、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十二条中「男子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同表」を「同項の表」に、「又は女子であつて附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「は、当該老齢厚生年金」を「又は附則第二十条の二第一項に規定する者（前月以前の月に属する日において同項の表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるときは、当該老齢厚生年金」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十三条第一項中「改正後の厚生年金保険法附則第八条」を「厚生年金保険法附則第八条」に、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同条第二項中「規定する老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第二十四条第三項各号列記以外の部分中「受給権者」の下に「（平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）」を加え、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同項第一号中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者に限る。）」を加え、同項第二号中「又は第二十条第一項」を「第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その額が附則第十八条及び厚生年金保険法附則第九条の規定により計算されているものであり、かつ、その受給権者が特定警察職員等であつて昭和十六年四月一日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であること。

附則第二十四条第四項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「若しくは第二十条第三項」を「第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項」に改める。

附則第二十五条第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に改める。

附則第二十六条第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「第二十条第三項若しくは第五項若しくは第五項」に改める。

附則第二十七条第一項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（附則第十九条第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達しているものであるもの、附則第二十条第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの又は附則第二十条の二第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの又は附則第二十条の二第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「第一項第一号に規定する」を「第一項に規定する」に改め、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「附則第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、「次項」の下に「及

び第十一項」を加え、同条第十項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「第二十条第三項若しくは第五項」を加え、「附則第二十七条第十三項又は第十四項」を「附則第二十七条第十五項から第十七項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17 厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）の額について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「第四十三条第一項及び附則第九条並びに同法附則第二十七条第六項、第十一項及び第十四項の規定」

と、「同条」とあるのは「これら」の規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するもの」とし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

附則第二十七条第十三項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14 第十二条の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年金の受給権者（附則第二十条の二第一項に規定する者に限る。）が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を除く。）を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定する場合について準用する。

この場合において、第十二項中「第九項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

附則第二十七条第十一項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「附則第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 第九項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年金の受給権者（附則第二十条の二第一項に規定する者に限る。）が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金（繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を超える場合について準用する。

附則第三十条第一項中「若しくは第二十条第二項及び第三項」を「第二十条第二項及び第三項若しくは第二十条の二第二項及び第三項」に改め、同条第一項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条

の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き（その年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第六項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第六項」に改める。

第九十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第七条第一項第一号中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下「平成十九年一元化法」という。）附則第三十五条又は第三十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十九年一元化法第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成十九年一元化法改正前国共済法」とい

う。」に改める。

附則第十一條第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十二条第一項中「改正後国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合の組合員」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第十三条中「において昭和六十年国民年金等改正法」を「において平成十九年一元化法附則第八十七条の規定による改正前の昭和六十年国民年金等改正法（以下この条において「平成十九年改正前昭和六十年国民年金等改正法」という。）に、「及び昭和六十年国民年金等改正法」を「及び平成十九年改正前昭和六十年国民年金等改正法」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「とみなし、同法附則第十九条第二項及び第四項の規定の適用については、年金たる保険給付に要する費用」を削る。

附則第十五条の見出しを「（平成十九年一元化法改正前国共済法による給付）」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険

の実施者」に改める。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に、「第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項及び第十三項」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「同法第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「までの規定」の下に「のうち政令で定め

るもの」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成十九年一元化法附則第三十条第二項の規定を適用する。

附則第十六条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金については、平成十九年一元化法附則第三十条第一項の規定を適用する。

附則第十七条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十条第二項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十一条の見出しを「(平成十九年一元化法改正前国共済法による長期給付)」に改め、同条中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第一号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第三十二条第二項第一号及び第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第三項中「第四十一条、第四十六条第二項」を「第四十六条第二項及び第一百六条の規定並びに平成十九年一元化法改正前国共済法第四十一条」に、「第一百十四条及び第一百十六条の規定」を「及び第一百十四条の規定」に、「同法第五条第一項」を「国家公務員共済組合法第五条第一項」に、「改正後国共済法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第四項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に、「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法による」を「当該政令で定める規定により支給の停止が行われる」に改め、同条第五項中「改正後国共済法」及び「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項及び第七項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十一項及び第十四項中「国家公務員共済組合法」及び「同法」

を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十五項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第三十三条の二中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第四十二条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十四条の二中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十五条第二項中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

附則第五十六条第二項及び第五十七条第二項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第

八十七条、第八十八条、第八十九条」に改める。

附則第五十八条中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

附則第六十一条中「第三条の規定による改正後」を「平成十九年一元化法附則第五十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十九年一元化法第四条の規定による改正前」に、「及び第七項」を「及び第九項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十二条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二項中「並びに第二十条第二項」を「第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項」に改め、同条中第十四項を第十七項とし、第八項から第十三項までを三項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の三項を加える。

8 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下「平成十九年一元化法」という。）附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

9 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成十九年一元化法附則第五条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

10 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間（平成十九年一元化法附則第五条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第七条中「第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間」及び「第二項第二号から第四号までに掲げる期間」を「係るものに限る。）」に改める。

附則第十三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「とみなし、同法附則第十九条第二項及び第四項第二号の規定の適用については年金たる保険給付に要する費用」を削る。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項、第十九項及び第二十項」を「、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第

七十七条」を「第七十七条第一項」に、「第七十八条、第九十条第一項及び第四項」を「第七十八条第一項、第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第号。以下この項及び次項において「平成十九年一元化法」という。）の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林共済年金のうち遺族共済年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成十九年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

16 平成十九年一元化法の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林年金のうち遺族年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者であるときは子、父母、孫及び祖父

母、その者が子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成十九年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

附則第四十四条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則第四十六条第三項中「第六十条第四項」を「第六十条第三項」に改める。

附則第六十条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十九条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

附則第七十三条第三項中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同条第四項中「退職共済年金と」を「老齢厚生年金と」に、「障害共済年金と」を「障害厚生年金と」に改める。

附則第一百十七条中「遺族共済年金」を「規定する場合」に、「を含む」を「が支給される場合を含む」

に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十四条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第一号中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、「第七条の規定による改正後の」を削り、同項第二号中「（第七条の規定による改正後の厚生年金保険法）を「（同法）」に、「第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項」を「同項」に改める。

附則第三条第三項を削る。

附則第二十一条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第二十三条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第四十三条を次のように改める。

#### 第四十三条 削除

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第九十五条 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定めること。

第二十一条第一項第四号中「厚生年金保険の被保険者」の下に「（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。）」を加える。

第二十六条中「決算完結後」を「通則法第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第九十六条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の二条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例)

第十三条の二 第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条から第十三条の四までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とし、同法の規定による障害基礎年金（組合員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額をえた額とし、同法の規定による障害基礎年金（組合員でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とする。以下この項及び次項にお

いて「控除前退職共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率(新法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率(以下この条から第十三条の四までにおいて「改定基準率」という。)を順次乗じて得た金額を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十七条第一項及び第二項、新法第七十八条第一項、新法第七十八条の二第四項、新法附則第十二条の四の二第二項及び第三項(新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、新法附則第十二条の七の二第二項並びに新法附則第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)、新法附則第十二条の六の二第四項、新法附則第十二条の六の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項並びに新法附則第十二条の八第三項及び第七項並びに第十二条の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

- 2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一  
年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給さ  
れる場合には、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、同法の規定による障害基礎年金が  
支給される場合には、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とす  
る。）より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

4 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その  
者が六十五歳に達しているものに限る。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二  
号。以下「地方の新法」という。）による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付と  
して政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該退職共済年金の額は、前三項の規定に  
かかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を  
基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定  
に關し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第十三条の三　追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額をえた額とする。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十二条第一項及び新法第八十三条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2　前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該障害共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が二百五十万円に平成二十

年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の障害共済年金の額とする。

- 4 前三項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例）

第十三条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額（国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額をえた額とする。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法第九十条並びに第十三条の規定にかかわらず、控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（新法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済

年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の遺族共済年金の額とする。

4 遺族共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。）が、退職共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、地方の新法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令

で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に  
関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条第一項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地方の新法」と  
いう。）」を「地方の新法」に改める。

第九十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 新法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九  
年法律第 号）第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百五号）の一部を次によ  
うに改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 退職共済年金の支給を受ける者が施行法第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十一條」とあるのは、「第十一條並びに昭和六十年改正法附則第十六条第一項又は第四項」とする。

附則第十七条に次の一項を加える。

3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第七十八条第一項」とあるのは、「新法第七十八条第一項（同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）」とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間

を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（第四項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とし、障害基礎年金（組合員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る新国民年金法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額をえた額とし、障害基礎年金（組合員でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）の支給を受けるときは、当該障害基礎年金のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第四項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とする。以下この項及び次項において「控除前退職共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率（共済法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率（第四項において「改定基準率」という。）を順次乗じて得た金額を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額のうち追加費用対象期間に係る部分に

相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を前項の規定により算定した額から控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（当該更新組合員等が老齢基礎年金の支給を受けたときは、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、障害基礎年金の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

5 第一項の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、地方公務員等共済組合法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年

金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項」とする。

附則第二十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項及び第二項」とす

る。

附則第五十七条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第五十七条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の俸給年額改定率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条から附則第五十七条の四までにおいて「基準額改定率」という。）を順次乗じて得た額を超えるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額（次項において「控除前退職年金等額」という。）は、附則第三十五条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第五十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額（次項において「退職年金等控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等額の百分の十に相当する額を超えるときは、

当該百分の十に相当する額をもつて当該退職年金等控除額とする。

- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額より少ないとときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の退職年金又は減額退職年金の額とする。
- 4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第三十五条第三項（附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項（附則第三十九条において準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。
- 6 退職年金又は減額退職年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。）が、退職

共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第五十七条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金（公務によらない障害年金に限る。以下この条において同じ。）の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該障害年金の額は、附則第四十二条第二項又は第五十四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十二条第三項又は第五十七条第

一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該障害年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例)

第五十七条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金（附則第四十六条第一項第二号から第四号までに掲げる遺族年金に限る。以下この条において同じ。）の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該遺族年金の額は、附則第四十六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第四十六条第六項又は第五十七条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十五円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該遺族年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第五十七条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第九十九条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例)

第十三条の二 第七条第一項各号の期間又は第八十三条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条、第二十二条の二及び第二十七条の二において「追加費用対象期間」という。）を有する更新

組合員（第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員を含む。以下この条において同じ。）に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とし、同法の規定による障害基礎年金（組合員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額をえた額とし、同法の規定による障害基礎年金（組合員でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とする。以下この項及び次項において「控除前退職共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率（新法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条、第二十二条の二及び第二十七条の二において「改定

基準率」という。）を順次乗じて得た金額を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十九条第一項、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の四第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、新法第八十条の二第四項、新法第一百二条第一項、新法附則第二十条の二第二项（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。）、新法附則二十四条第一項、新法附則第二十四条の二第四項、新法附則第二十四条の三第一項、第三项及び第四项、新法附則第二十五条の六第一項、第三项（同条第四项において準用する場合を含む。）及び第五项（同条第六项において準用する場合を含む。）並びに新法附則第二十六条第五项及び第十项並びに前条の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

4 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、国の新法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該退職共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定

に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第二十二条の二 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額をえた額とする。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十七条第一項及び第三項、新法第八十八条第一項並びに新法第一百三条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるとき

は、当該百分の十に相当する額をもつて当該障害共済年金控除額とする。

- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の障害共済年金の額とする。

- 4 前三項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例）

- 第二十七条の二 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額（国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額をえた額とする。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度

の改定基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第九十九条の二第一項及び第二項、新法第九十九条の三並びに新法第一百四条第一項並びに前条の規定にかかわらず、控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（新法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の遺族共済年金の額とする。

4 遺族共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。）が、退職共済年金

(その者が六十五歳に達しているものに限る。)、国の新法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に  
関し必要な事項は、政令で定める。

第一百条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年  
金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第四条の規定による改正前の地方公務員  
等共済組合法」に改める。

第九十六条第三項中「これを組合」の下に「指定都市職員共済組合、」を加える。

第九十七条第二項を削る。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百一条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 退職共済年金の支給を受ける者が新施行法第七条第一項各号の期間又は新施行法第八十三条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員等である場合における新施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項及び第四項」とする。

附則第十七条に次の二項を加える。

3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における新施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第八十条第一項」とあるのは、「新法第八十条第一項（同条第二項に定める金額について地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）」

とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

- 2 前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（第四項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とし、障害基礎年金（組合員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る新国民年金法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額をえた額とし、障害基礎年金（組合員でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第四項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とする。以下この項

及び次項において「控除前退職共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率(新共済法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率(第四項において「改定基準率」という。)を順次乗じて得た金額を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を前項の規定により算定した額から控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額(当該更新組合員等が老齢基礎年金の支給を受けたときは、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、障害基礎年金の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。)より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

5 第一項の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、国家公務員共済組合法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における新施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項」とする。

附則第三十条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改

め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における新施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項」とする。

附則第九十八条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第九十八条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額が二百万円に平成二十一年度以後の各年度の給料年額改定率の改定の基準となる率であつて政令で定める率(以下この条から附則第九十八条の四までにおいて「基準額改定率」という。)を順次乗じて得た額を超えるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額(次項において「控除前退職年金等額」という。)は、附則第四十三条第一項及び第二項、附則第四十四条第一項及び第二項(附則第八十二条第一項においてその例による場合を含む。)、附則第四十五条第一項(附則第八十三条第一項においてその例による場合を含む。)、附則第六十三条第一項及び第二項、附則第六十四条第一項、附則第六十六条

第一項、附則第七十二条第一項及び第二項、附則第七十三条第一項、附則第七十五条第一項、附則第八十六条第一項、附則第八十七条第一項及び第二項並びに附則第九十七条第一項の規定にかかるらず、これららの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額（次項において「退職年金等控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額より少ないとときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第四十三条第四項、附則第四十四条第五項、附則第四十五条第三項、附則第六十三条第四項、附則第六十四条第四項、附則第六十六条第三項、附則第七十二条第四項、附則第七十三条第四項、附則第七十五条第三

項、附則第八十六条第四項、附則第八十七条第五項又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。）が、退職共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第九十八条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金（公務によらない障害年金に限る。以下この条において同じ。）の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該障害年金の額は、附則第四十八条第二項、附則第六十七条第一項、附則第七十六条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十八条第六項、附則第六十七条第四項、附則第七十六条第四項又は附則第九十八条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該障害年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用す

る。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例)

第九十八条の四　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金（附則第五十一条第二号から第四号までに掲げる遺族年金に限る。以下この条において同じ。）の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該遺族年金の額は、附則第五十二条、附則第五十三条、附則第六十八条第一項、附則第六十九条第一項、附則第七十七条第一項、附則第七十八条第一項、附則第八十四条第一項、附則第八十八条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第五十六条、附則第六十八条第二項、附則第六十九条第三項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項、附則第八十四条第三項、附則第八十八条第三項又は附則第九十八条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗

じて得た額を超えるときは、当該遺族年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の一十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第九十八条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「支払う長期給付」を「支払う長期給付等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第七十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項第一号中「長期給付」を「長期給付等」に改める。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百二条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第五条から第十条までを削り、第十二条を第五条とする。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第一百四条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「附則第二十八条第四項」を「附則第二十八条第五項」に、「附則第二十九条第四項」を「附則第二十九条第五項」に改める。

第一百五条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五条—第三十七  
「第二節の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例（第三十四条の二—第三

条)」を

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五条—第三十七条の

### 「第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第四十二条—第四十五条）

十四条の四)

に、

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第四十六条—第四十九条）

二)」

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五十条—第五

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第五十三

第五節 不服申立てに関する特例等（第五十五条—第五十七条）

### 「第一節

#### 第二節

##### 第一

を「第二節 不服申立てに関する特例等（第四十二条—第四十四条）」に、

十二条)

#### 第三節

条・第五十四条)

」

#### 第四節 第五節

地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第五十八条）

長期給付等に関する特例

款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第五十九条—第六十二条）

款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第六十三条—第六十六条）

発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第六十七条—第六十九条）

二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第七十条・第七十一条）

不服申立てに関する特例等（第七十二条—第七十五条）

#### 「第一節 私立学校教職員共済

第二節 長期給付等に関する

第一款 長期給付等の支給

地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十五条）

に、 第二款 長期給付等の額の

不服申立てに関する特例等（第四十六条—第四十九条）

第三節 発効日前の障害又は

第四節 二以上の相手国期間

第五節 不服申立てに関する

法の適用範囲に関する特例（第七十六条）

特例

要件等に関する特例（第七十七条—第八十条）

計算等に関する特例（第八十一条—第八十四条）

死亡に係る長期給付等に関する特例（第八十五条—第八十七条）

を有する者に係る長期給付等に関する特例（第八十八条・第八十九条）

特例等（第九十条—第九十二条）

「第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係

済法の適用範囲に関する特例（第五十条）

に改め、第一節 二以上の被用者年金被保険者等である

る特例等（第五十一条—第五十三条）

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の  
支給の調整（第九十七条—第九十九条）

た期間を有する者に係る給付の支給の調整（第九十三条—第九十六条）を削り、「第十二章 雜則（第

」

百条—第一百六条）」を「第十一章 雜則（第五十四条—第六十二条）」に改める。

第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、  
同条第七号中「第一百三条」を「第五十七条」に改め、同号を同条第五号とする。

第三条第一項第四号中「第四十一条第一項」を「第四十一条」に、「第五十八条第一項」を「第四十五条」に、「第七十六条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

第四条第一項第二号中「第四十一条第一項」を「第四十一条」に、「第五十八条第一項」を「第四十五条」に改める。

第五条第一項第三号中「第四十一条第一項」を「第四十二条」に、「第五十八条第一項」を「第四十五条」に、「第七十六条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

第八条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第十一条第二項中「又は共済年金各法による退職共済年金（第十四条第一項第一号において「退職共済年金」という。）」を削り、「第一条第七号」を「第二条第五号」に改め、「又は退職共済年金」を削り、同条第四項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改める。

第十二条第一項ただし書中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

第十四条第一項第一号中「又は退職共済年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）」及び「（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）」を削り、同項第三号中「又は共済年金各法による障害共済年金」を削り、「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第二項第一号中「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に、「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被

用者年金被保険者等」という。)」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、「月数」の下に「を合算した月数」を加え、同項第二号イ中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に、「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「第一百二条第一項」を「第五十六条第一項」に、「第一百六条」を「第六十二条」に改め、「組合員又は加入者」を削り、「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ(1)中「障害給付」を「障害厚生年金」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同号イ(2)中「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、「国家公務員共済組合法第八十二条第四項、地方公務員等共済組合法第八十七条第五項又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する國家公務員共済組合法第八十二条第四項」を削り、同号イ(3)中「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同号口中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に、「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「法律によつて組織された共済組合(以下「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第三十二条第八項及び第一百一条第一項において「共済組合等」とい

う。）」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）については国家公務員共済組合連合会の確認を、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）については地方公務員共済組合の確認を、同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）については日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第十七条第四項中「被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付」及び「遺族厚生年金等」を「遺族厚生年金」に改める。

第十八条第二項中「同条第七号」を「同条第五号」に改める。

第二十三条中「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改める。

第二十四条第一項第一号及び第二号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同項第三号中「及び第五号」を削り、同項第五号を削る。

第二十五条第一項中「厚生労働大臣」を「政令で定めるところにより、厚生年金保険法第二条の五第一

項に規定する実施機関（以下この条において「実施機関」という。）」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第四項中「若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者となつたとき」を削る。

第二十六条中「又は第五号のいずれか」を削る。

第二十八条第二項中「次条第二項」の下に「第三十四条の三」を加える。

第二十九条第二項中「ものとする。」の下に「第三十四条の三及び」を加える。

第三十条第二項中「者とする。」の下に「第三十四条の四及び」を加える。

第三十一条第二項中「被保険者期間であつて政令で定めるものの月数」を「被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数」に改め、同条第四項中「その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日」の下に「（厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加える。

第三十二条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚

生年金保険の被保険者」に改め、同項第二号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同条第八項中「被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）については厚生労働大臣の確認を、第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第三十三条第一項中「第四項」を「第三項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第三十四条中「退職」を削る。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金の特例）

第三十四条の二 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間のうち二以上の種別に係る被保険者であつた期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）であるものに第二十八条第二項の規定により支給する障害厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に応じて、同法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害手当金の特例）

第三十四条の三 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものに第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日そ

の他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金の特例)

第三十四条の四 相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者又は相手国期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものに第三十条第二項及び第三項の規定により支給する遺族厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

第七章第三節中第三十七条の次に次の一条を加える。

(発効日前の障害又は死亡に係る二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の障害厚生年金等の特例)

第三十七条の二 第三十四条の二の規定は第三十五条第一項の規定により支給する障害厚生年金について、第三十四条の三の規定は第三十六条第一項の規定により支給する障害手当金について、第三十四条

の四の規定は前条第一項の規定により支給する遺族厚生年金について、それぞれ準用する。

第四十条第一項を削り、同条第二項中「この項」を「この条」に、「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

第四十一条第一項中「第二十条の三第四項」を「第二十条の二第四項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の六第一項」に改め、同条第二項を削る。

第八章第二節から第四節までを削る。

第五十五条第一項中「第三十二条第八項」を「又は第三十二条第八項」に改め、「又は第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「国共済組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第八章第五節中同条を第四十二条とし、第五十六条を第四十三条とし、第五十七条を第四十四条とする。

第八章第五節を同章第二節とする。

第五十八条第二項を削り、第九章第一節中同条を第四十五条とする。

第九章第二節から第四節までを削る。

第七十二条第一項中「、第三十二条第八項」を「又は第三十二条第八項」に改め、「又は第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「地共済組合員期間」を「第三号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第九章第五節中同条を第四十六条とし、第七十三条から第七十五条までを二十六条ずつ繰り上げる。

第九章第五節を同章第二節とする。

第七十六条第一項中「教職員等（私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。次項において同じ。）」を「私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「及び長期給付」を削り、「私学共済制度の加入者」を「私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（次項において「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「次に掲げる者」を「第一項の規定により私学共済法の短期給

付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、第十章第一節中同条を第五十条とする。

第十章第二節から第四節までを削る。

第九十条第一項中「第三十二条第八項」を「又は第三十二条第八項」に改め、「第四十七条第八項（第四十八条第六項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第八項（第六十五条第六項（第六十九条第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「私学共済加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第十章第五節中同条を第五十一条とし、第九十一条を第五十二条とし、第九十二条を第五十三条とする。

第十章第五節を同章第二節とする。

第十一章を削る。

第十一章中第百条を第五十四条とする。

第一百一条第一項中「共済組合等」の下に「法律によつて組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいい、」を加え、同条を第五十五条とする。

第一百二条第一項中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第五十六条とし、第一百三条を第五十七条とする。

第一百三条の二第一項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第五十八条とする。

第一百三条の三を第五十九条とし、第一百四条を六十条とし、第一百五条を第六十一条とする。

第一百六条中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十二条とする。

第十二章を第十一章とする。

附則第五条中「被用者年金被保険者等」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十六条の規定による改正前の国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」に改める。

附則第十八条から第二十九条までを次のように改める。